

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第106号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第2章 多数国間条約</p> <p>2—1 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（WTO協定）（平成6年条約第15号） この協定に加盟している国は、別紙4のとおりであるが、この協定の実施に当たつては、<u>次のことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの1994年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第38表の日本国譲許表に掲げられている税率のうち引下税率（協定税率）については、関税法第3条ただし書《条約による特別規定》の規定により直接適用することとし、その取扱いについては、関税法基本通達3-2（条約に基づく税率の適用）から3-4（特殊場合における協定税率の適用）までによる。その他の事項については、国内法令どおり取り扱つて差し支えない。</u></p> <p>(2) <u>世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの貿易の円滑化に関する協定第7条9.4の規定を踏まえて、腐敗しやすい物品の引取りが著しく遅延する場合において、輸入者等から書面によりその理由について照会があったときは、適宜の様式により書面で照会者に通知するものとする。</u></p>	<p>第2章 多数国間条約</p> <p>2—1 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（WTO協定）（平成6年条約第15号） この協定に加盟している国は、別紙4のとおりであるが、この協定の実施に当たつては、<u>世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの1994年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第38表の日本国譲許表に掲げられている税率のうち引下税率（協定税率）については、関税法第3条ただし書《条約による特別規定》の規定により直接適用することとし、その取扱いについては、関税法基本通達3-2（条約に基づく税率の適用）から3-4（特殊場合における協定税率の適用）までによる。その他の事項については、国内法令どおり取り扱つて差し支えない。</u></p>